

中津川市の概要

中津川市は、岐阜県の東南端に位置し、東は木 曽山脈、南は三河高原に囲まれ、中央を木曽川が 流れる自然豊かなまちである。

中津川市は、東西28km、南北49km、面積 676.38㎞である。岐阜県内で6番目に広い市で、 まちのシンボル恵那山をはじめとする山々の懐に 抱かれ、長い歴史を歩んできた。

古くは、東山道、中山道、飛騨街道などの交通の 要衝として栄え、現在は中核工業団地の完成によ り企業も多数立地し、商工業都市として成長して きた。一方、豊かな自然環境のなかで、広大な森 林から産出される東濃桧を代表として、優れた農 産物などを産出する農林業地域でもあり、地場産 業の盛んな都市である。

今注目の話題は、平成39年度開業を目指し、リ ニア中央新幹線の岐阜県駅が建設されることであ

る。首都圏から本市が1時間圏内の場所になり、 市民の夢と期待が寄せられている。

中津川市消防本部の概要

中津川市消防本部は、1本部(5課)、3署(中、 北、西)、3分署(坂下、加子母、蛭川)、職員数 112名体制で組織されている。

消防本部の予防体制は、予防課において防火対 象物管理、危険物規制、火災調査、予防広報等の 予防業務全般に係る事務とともに、平成23年に岐 阜県より、高圧ガス保安法、液化石油ガス保安法、 ガス事業法、火薬取締法の権限委譲を受けて業務 を行っている。

各署の予防業務

各署に予防係、危険物係を置き、隔日勤務をしな がら審査、検査、調査、指導等の各業務を行っている。

破産物件となった給油取扱所への 指導の困難性

中津川市消防本部予防課 吉村敦支

事例概要

法人代表者の死去により、経営難に陥り倒産し た給油取扱所について、司法手続き中の物件に対 する行政指導の困難性、さらにこの物件を売買に より取得した第3者に対する行政指導の困難性に ついて紹介する。

給油取扱所の概要

この給油取扱所は、昭和57年に国道バイパス線 の開诵により、長年経営していた旧国道沿いの給 油取扱所を廃止し、新設国道沿いの土地を借用し て中規模の給油取扱所として開業している。

当初は、モータリゼーションの発達とともに顧 客も多く、経営は順調に推移していた。しかし、近 年の経済不況の余波を受け、いつしか経営状況に も暗雲が立ち込めていたようである。

経営者の死去→破産手続き→給油取扱所の 休止届

平成21年11月、給油取扱所を所有する法人の 代表者A氏の突然の死去に伴い、この給油取扱所 は休業状態に陥る。その後、法人の代表権が親族 のB氏に異動するとともに岐阜地方裁判所に破産 手続きを開始した。

この頃、消防側では「給油取扱所が倒産したら しい」との情報を得る。しかし、給油取扱所の譲 渡引渡しの届出もなく、不動産等の所有権の所在 が不明であったため、経過観察とした。

消防署は、平成22年5月に法人の代表権はB氏 にあることを確認し、休業状態に陥った給油取扱 所の安全性を保つため、B氏に危険物取扱所の休 止届出書の提出を求め、同月に受理する。これに 伴い、給油取扱所の前面に防護ロープを設置して、



錦秋の中山道 馬籠宿(中津川市観光課提供)

車両等の進入を防ぐ措置及び地下貯蔵タンクの残 量確認を行う。

この休止届出書の受理時に、B氏より給油取扱 所は破産手続き中である旨の報告を受ける。

破産手続き中の物件について

破産手続きを弁護士に依頼した場合、弁護士が 法人代表者の代理人となり、法人への請求・取立 てはできなくなる。弁護士は、法人の財産を保全し、 その後裁判所への破産申し立てとなる。

破産手続きを開始した場合、裁判所により破産 管財人が選任され、法人の有する一切の財産は、「破 産財団」となり保全される。したがって会社財産 について全面的に破産管財人の権限となることを 確認した。これは、給油取扱所の法人格が消滅し たのではなく、裁判所により会社財産の保全がさ れるとともに破産の申し立てを受け付けたにすぎ ないとのことを確認した。

消防側では、給油取扱所が破産物件となったことから、行政上の指導をする場合の名宛人を確認する必要性があった。当初は、権利義務を有する名宛人は、法人の代表を継承した親族と判断したが、財産の管理権限は破産管財人に異動していた。

この場合、実質的な名宛人を確定させるためには、各種の権利の所在が不明であるため、裁判所の公告を自ら閲覧確認する必要がある。

破産手続きの終結→譲渡引渡届出書の受理

平成23年1月に突然、岐阜地方裁判所より消防署に破産手続終結通知書が送付されてきた。この通知には、給油取扱所の権利、財産がどのように異動したかは何も触れられておらず、破産手続



終結決定の通知のみであった。このことから給油 取扱所の法人格は消滅しており、譲渡引渡しの届 出が受理してない状態で給油取扱所の不動産等の 権利、財産が第3者に異動したことを知ることと なる。

「破産手続きの終結通知」について岐阜地方裁判 所に問い合わせたところ、破産規則第9条「官庁 等への通知」により、裁判所書記官は、許認可行政 庁に「破産の開始 | 及び「破産の終結 | について 通知しなければならないとの回答があった。

しかし、今回の「破産手続き開始の通知」は、消 防側に郵送されていない。

消防側では、給油取扱所の維持管理、安全性の 確保並びに行政指導するための名宛人を確定する 必要性から、直ちに破産管財人に対し、権利、財産 の異動について問い合わせを行った。

破産管財人から、平成22年11月に給油取扱 所の土地所有者C氏と売買契約を締結し、既にC 氏に不動産等の権利、財産が異動したことを知 る。この時、消防側から破産管財人に対し、早急 に給油取扱所の譲渡引渡しの届出を行うよう指導 した。

このように消防行政に対して破産手続きという 司法権が介在したことで、司法上の手続きが優先 されてしまう結果となり、行政手続において必要 となる名宛人が不確定となり、行政手続が後手に 回ってしまう結果となってしまった。

その後、破産管財人からC氏への譲渡引渡しの 届出は一向に行われなかった。後の調査により、 C氏は、不動産として建物等の売買契約によりそ の権利を取得したが、給油取扱所を経営する意思 がないので、譲渡引渡しの届出の必要がないと判 断し、届出を行わなかったことを知る。この結果、 不動産等の権利は異動したが、消防行政におけ る手続き上の名宛人が宙に浮いた状態となってし まった。

消防側は、C氏と協議を行い、破産管財人から の譲渡引渡し届出を行うよう説示する。しかしC 氏は、給油取扱所の転売を模索しており、譲渡引 渡し届出についての快諾は得られない。再三にわ たる協議の結果、平成23年9月にC氏より相談が あり、給油取扱所の転売が不調に終わったことで 譲渡引渡し届出が行われた。

廃止手続きの困難性

譲渡引渡し届出後もC氏は、給油取扱所として の転売を模索していた。

しかし、平成22年消防危第144号の消防庁危 険物保安室長通知「既設の地下貯蔵タンクに対す る流出防止対策等に係る運用について | により、数 年後の流出防止対策に多額の費用がかかることが 大きな障害となり、転売を難しくしていた。

C氏は平成22年の破産管財人との売買契約の締 結に際し、多額の自己資金を投入していた。これは、 破産管財人からの強い要望と自己所有する土地の 保全が最大の目的だった。さらに転売も即座にで きると判断したためであった。

消防側としては、給油取扱所の廃止も視野に入 れ指導したが、C氏は転売目的を理由に応じなかっ た。このため、施設の維持管理と事故防止に努め なければならないこと、危険物取扱者並びに危険 物保安監督者が不在の状況では施設が使用できな いこと等を説明するだけに終わった。C氏は危険 物の規制についての知識が全くない状態で、思わぬ 重荷を背負ってしまったのである。

月日の経過とともに施設の事務所が荒らされ、 施設を貸駐車場として契約したり、固定給油設備 を譲渡したり、C氏は予想もつかない行動を取り 始めた。消防としては、その都度注意を促し、安全 性の確保を最重点課題と捉えて指導した。

一向に方向性が見いだせない状況の中で、平成 25年3月再びC氏と協議を実施する。給油取扱所 の廃止について協議したところ、転売をあきらめ 施設の完全撤去を確約した。しかし、撤去費用が 800万程度必要であることが判明したため、資金 調達ができず、暗礁に乗り上げてしまった。

この状況下で消防側としては、砂埋めによる廃 止を提案したが埋設する砂だけでも100万円前後 の費用がかかり、さらにタンクの内部クリーニング にも多額の費用がかかることが判明したため実現 には至らなかった。

このように給油取扱所の権利を取得したが、給



破産物件となった給油取扱所

破産手続き終結通知書

油取扱所を経営する意思はなく、危険物規制に関する知識も乏しいC氏に対し、消防側は最低限の安全性を確保することを条件に経過を見守りながら廃止届けに向けての指導を行っている。

給油取扱所が抱える問題点

前述の平成22年消防危第144号「既設の地下 貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用に ついて」による規制は、当消防本部管内でも多くの 給油取扱所が該当し、その対策について苦慮して いる。

特に昭和30年代後半からの高度経済成長期に 建設された給油取扱所は、規模は小さいが、埋設タンクが多いこと、個人営業主が多く多額の対策費 用の捻出が困難であること、また後継者もなく将 来的な展望が開けないことを理由に、廃業を検討 している給油取扱所も少なくない。

このような給油取扱所は農村部に多く、仮にこれらの給油取扱所が廃業すると、その周辺地域は油僻地となってしまい、住民生活に大きな影を落としかねない。

結語

この事例では、破産申請によって裁判所の司法 権が介在したため、破産物件に対する行政が行う 指導の困難性を紹介した。 破産手続き中の情報は、消防側に提供されることはなく、裁判所の公告を確認することが唯一の手段となる。当初段階で破産物件の保全が裁判所(破産管財人)により、適正に行われていると判断できたため、消防側は安全性の確保を主眼として最低限の指導と経過観察をすることとした。ただし、名宛人が誰になるのか不明確となっていたので、指導は管理権限を有する破産管財人と法人代表者B氏の両氏に口頭で行った。

消防側が警告や措置命令の権限を行使する場合、名宛人の確定は最重要課題となり、名宛人を間違えると、警告、命令等は効力を失う。

今回は、破産手続きの終結まで順調に推移する ことができた。

しかし、法規制だけでは処理できない大きな問題が潜在していた。

今回のような破産物件となり所有権が譲渡された給油取扱所は、廃止するにしても改修するにしても有効な補助事業等はない。資金難に陥っている所有者にとって「漏洩対策」に係る経費は膨大で経営の継続も廃業もできない状況となってしまった。

当消防本部に限らず、廃止をしようにも廃止できない給油取扱所が全国的に多く存在するものと 推測する。